新型コロナウイルス感染法上の位置づけ変更後の基本的感染対策について

感染症法変更に伴い5月8日からの学校内での変更事項

1 環境

- (1) 委員会への報告は不要
- (2) 換気、3密を避ける、手洗いについてはこれまで通り感染対策として実施をする。
- 2 職員が感染した場合など
- (1) 職員本人

陽性が判明した際には、「年休」「病休」「在宅勤務」で対応をする。「発症日を0日として5日間後、症状が軽快から24時間を過ぎるまで」は周囲に感染を広げないように外出を控えることが望ましい。 また発症後10日前後は感染広げるリスクがあることからマスクをすることが望ましい。

(2) 濃厚接触者について

職場内での濃厚接触者の特定や外出自粛は求めない。

(3) 家族が感染した場合について

可能な範囲で部屋を分け感染対策を行う。

【参考】新型コロナウイルス感染症に関する服務の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に関連して発出した各種服務の取扱いに関する通知を**廃止します。**

NO	事由		5月7日まで	5月8日以降					
勤務	勤務条件関係								
1	発熱等の風	風邪症状がある場合	特別休暇 (出勤困難休暇)【有給】						
2	罹患した	症状が発現している場 合	特別休暇 (出勤困難休暇)【有給】						
3	場合	無症状病原体保有者の 場合	職務専念義務の免除【有給】						
4	濃厚接触者とされた場合		可能な限り在宅勤務とする (在宅勤務での対応が困難な場合 は職免も可)	年次有給休暇や病					
5	職員の子が通学する学校が臨時休校等 となった場合 (保育園等含む)		特別休暇 (出勤困難休暇)【有給】	気休暇、在宅勤務					
6	職員の同居親族が P C R 検査を受検 する場合等 (医師又は保健所が必要と判断 した検査に限る)		可能な限り在宅勤務とする (在宅勤務での対応が困難な場合 は職免も可)	等により対応					
7	ワクチン	接種時	職務専念義務の免除【有給】						
8	を接種す る場合 (医療従 事者等以 外)	副反応(と思われる症状) が出た場合	≪当日≫職務専念義務の免除【有給】≪翌日以降≫特別休暇(出勤困難休暇)【有給】						

在宅勤務を行うことができる対象者及び対象期間

対象者	対象期間
(1) 新型コロナウイルス感染症の発症後5日間のうちに症状が	発症日を0日として5日間
軽快し、自宅からオンライン授業や校務を行う必要がある職員	かつ症状軽快から24時間
※本人が希望する場合に限る。	経過するまで
(2) 職員の子が通学する学校が、新型コロナウイルス感染症に	必要と認められる期間
起因してオンライン授業になるなど、自宅での子の監護が必要と	
なった職員(在宅勤務をした場合であっても学校運営に支障が生	
じないと学校長が認めた者に限る。)	

※在宅勤務時の留意事項

この通知に基づく在宅勤務は、感染リスクを回避することが目的です。この趣旨を鑑み、原則は1日 単位での利用をお願いいたします。業務の都合等により1日単位での利用が難しい場合は、半日単位 での利用が可能です。

なお、時間単位の利用はできませんが、各種休暇や部分休業等と組み合わせる場合のみ、時間単位での利用が可能です。

- 3 在籍児童が感染した場合など
- 1 5月8日(月)以降の出席停止等の措置について

(1) 出席停止」の取り扱い。(出席簿・・・停染)

・児童生徒等の感染が判明した場合には、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の 措置を講じるほか、季節性インフルエンザ等と同様、新型コロナウイルス感染症に感染して いる疑いがある場合や、感染するおそれのある場合は、校長の判断により出席停止の措置を 講じることができる。

(2)「出席停止等」とすることができるもの。(出席簿・・・特欠)

- ・保護者から感染が不安で休ませたいという相談があった場合 同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、 合理的な理由があると校長が判断する場合。合理的な理由の判断に当たっては、地域や学校 における感染状況や、高齢者や基礎疾患のある者がいるなど家庭・家族の状況等を踏まえる こと。
- ・医療的ケア児や基礎疾患児について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでない と校長が判断した場合。
- <学事課長発「令和5年4月6日以降の出席停止等の取り扱いについて」(4月5日付)において「出席停止」としていたもののうち5月8日以降「出席停止」とならない例>
 - ・同居家族が新型コロナウイス感染症に感染したことで登校を控えた場合
 - ・児童生徒が発熱等の風邪の症状で登校を控えた場合
 - ・同居家族等に発熱等の風邪の症状があるため登校を控えた場合
 - ・児童生徒や同居家族等がPCR検査を受ける際に結果が出るまでの間、登校を控えた場合
 - ・児童生徒が新型コロナワクチン接種および接種後の副反応等で体調不良により、登校できない場合

【備考】

- ※指導要録・通知表については、出席停止・忌引等の日数の合計を記録する。
 - ・今後、状況により対応が変更される場合には、改めて通知する。
- 参照 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル P10 4
- 4 療養報告書の提出

新型コロナウイルスにおける療養報告書を提出してもらう。

新型コロナウイルス感染症における療養報告書の提出について

学校保健安全法施行規則の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間が定められました。新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、保護者の方が下記の「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」に療養の経過を記入し、学校へ提出をお願いします。なお、登校後も10日間を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクの着用など咳エチケットを心がけてください。

<新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準>

	, , .			
「発症した後	(発症した日の翌日また	たは無症状の場	合は検体を採取した日	の翌日を1日目として)
5日を経過	し、かつ、症状が軽快し	した後1日を経	過するまで出席停止と	する。」
·······******************************	央とは…解熱剤を使用せ	せず熱が下がっ	ている、呼吸器症状が	改善している等
			• • • • • • • • • •	
千葉市立	学校長 様			保護者が記入
	新型コロナウ	7イルス感染:	症における療養報告:	書
		年	組 児童生徒名	
	イルス感染症の陽性判明 1~3を全て満たす状!			とおり症状が軽快し、出席
よって、	月日より登校し	します。		
		記		

チェック	出席停止期間の基準				
	1	発症日(発症した日・無症状の場合は検体を採取した日)を「0日」と			
		し、翌日から数え5日を経過している。			
		⇒日を記入してください。			
		発症日:月日(O日)			
	2	症状が軽快した後、1日(24時間)経過している。			
		軽快…解熱剤を使用せず熱が下がっている、呼吸器症状が改善している			
		等			
	3	登校しても活動できる状態に症状が回復している。			

上記のとおり相違ありません。

F 月 日	保護者氏名	
き 月 日	保護者氏名	